

【参考資料】

○健康増進法（抜粋） （平成十四年八月二日）

（法律第百三号）

（国及び地方公共団体の責務）

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。（平三〇法七八・追加）

○「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

（平成 30 年 7 月 25 日付け健発 0725 第 1 号厚生労働省健康局長通知）（抜粋）

用語の定義（「2 定義」より）

(1) たばこ

たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいうものとする。

(2) 指定たばこ

たばこのうち、当該たばこから発生した煙(蒸気を含む。以下同じ。)が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいうものとする。

(3) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させることをいうものとする。

(4) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいうものとする。

(5) 特定施設

第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいうものとする。

(6) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいうものとする。

(7) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。

(8) 喫煙目的施設

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいうものとする。

(9) 既存特定飲食提供施設

この法律の施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(次のいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が100平方メートルを超えるものを除く。)をいうものとする。

ア 大規模会社(資本金の額又は出資の総額が5000万円を超える会社をいう。イにおいて同じ。)

イ 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社のうち、次に掲げるもの

(ア) 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社

(イ) 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社
(ア)に掲げるものを除く。)

(10) 旅客運送事業自動車等

旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいうものとする。

(11) 特定屋外喫煙場所

第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものとする。

(12) 喫煙関連研究場所

たばこに関する研究開発(喫煙を伴うものに限る。)の用に供する場所をいうものとする。